（第３号議案：別冊）

河合町　バリアフリー特定事業計画
作成の手引き

平成２７年２月

河合町

（第３号議案：別冊）

（第３号議案：別冊）

目　　次

1.　はじめに 1
1.1.　バリアフリー基本構想とは 1
1.2.　特定事業計画とは 3
1.3.　本手引きの構成 4
2.　特定事業計画作成にあたって 5
2.1.　特定事業計画作成までの流れ 5
2.2.　特定事業計画作成にあたって決めること 6
2.2.1.　実施内容 6
2.2.2.　実施時期 6
2.2.3.　実施数量 6
3.　特定事業計画を作成するための調査及び取りまとめについて 8
3.1.　実施すべき特定事業の確認 8
3.2.　調査対象の確認 9
3.3.　調査の実施 15
3.4.　整備内容や実施年度を決定 17
3.5.　内容を記入様式に記載 17
3.6.　事務局に提出 17
4.　今後のスケジュールについて 18
5.　ご不明な点のお問い合わせについて 19

参考（１）　対策方法例及び事業の概算 20
参考（２）　調査及び検討事例　（河合町役場の調査実施例） 22
参考（３）　調査及び検討事例　（町道 17-51 号線の調査実施例） 25

（第３号議案：別冊）

1. はじめに

1.1. バリアフリー基本構想とは

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法、平成６年)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法、平成 12 年)」を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」）が平成 18 年 12 月に施行されました。

バリアフリー新法の目的は、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することです。

この法律は、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。

基本構想制度は、移動等円滑化基準への適合義務規定が個々の施設等のバリアフリー化を図るものであることと比較すると、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしているものです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務　など

旅客施設及び車両等　道路　路外駐車場　都市公園　建築物

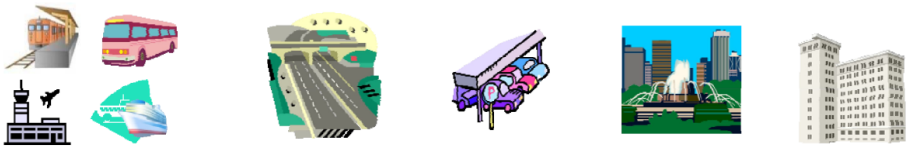

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置
○基本構想策定時の協議会制度
○住民等からの基本構想の作成提案制度

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

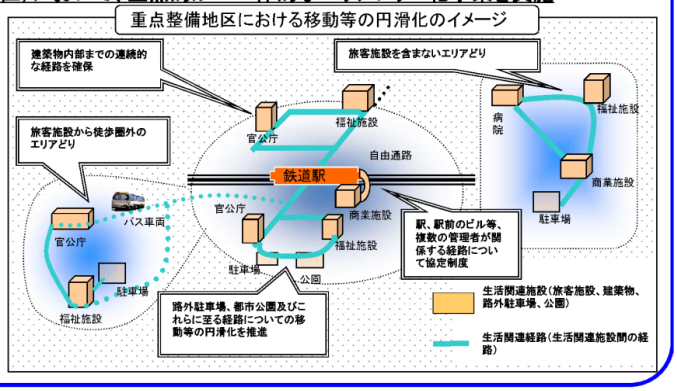

心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

※国土交通省ホームページ参照
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html
（http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf）

1.2. 特定事業計画とは

河合町バリアフリー基本構想策定時に、各施設管理者と「できる限り高齢者、障がい者等を含む町民のニーズを反映した整備を行うことを前提」として協議し、バリアフリー化を行う項目や実施する目標時期について決定し「実施すべき特定事業」として整理しました。

特定事業計画とは、バリアフリー新法の第二十八条等にある計画であり、河合町バリアフリー基本構想内の「実施すべき特定事業」の内容をより具体にしたものです。

特定事業計画においては、事業主体、実施対象施設、事業内容、実施の予定期間を定めます。

特定事業計画作成に当たっては、各施設管理者に調査や事業の具体の内容・実施の予定時期等を決定していただきます。

なお、決定した特定事業計画については、バリアフリー新法第 38 条（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）にありますように、特定事業計画に沿って事業を実施していただく必要があります。

（参考）河合町役場特定事業計画（例）

整備対象	河合町役場	事業主体	河合町													
事業内容		事業量	事業費	事業の実施計画（年度）												備考
				28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～	
トイレ	トイレの段差解消（スロープの設置）	6	—	→												
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化（自動水洗の設置、手すりの設置等）	6	—	→												
	トイレ用案内点字版の設置（各トイレに点字版を設置）	3	—	→	→											
誘導案内	誘導サインの設置・改良（誘導サイン等の統一、見やすいデザインへの変更）	1	—	→												※1
	案内所の設置	—	—													※2

事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）

※1　誘導サインの設置・改良については、単一で実施したとしても効果が低いので、一式として実施する。

※2　案内所は設置しないが、入口付近にいる職員等が対応等を行う。その為、対応マニュアル等の作成を行い、適宜対応できる体制を作る。

（参考）バリアフリー新法　第 38 条

第三十八条　市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

２　市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

３　主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

４　主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1.3. 本手引きの構成

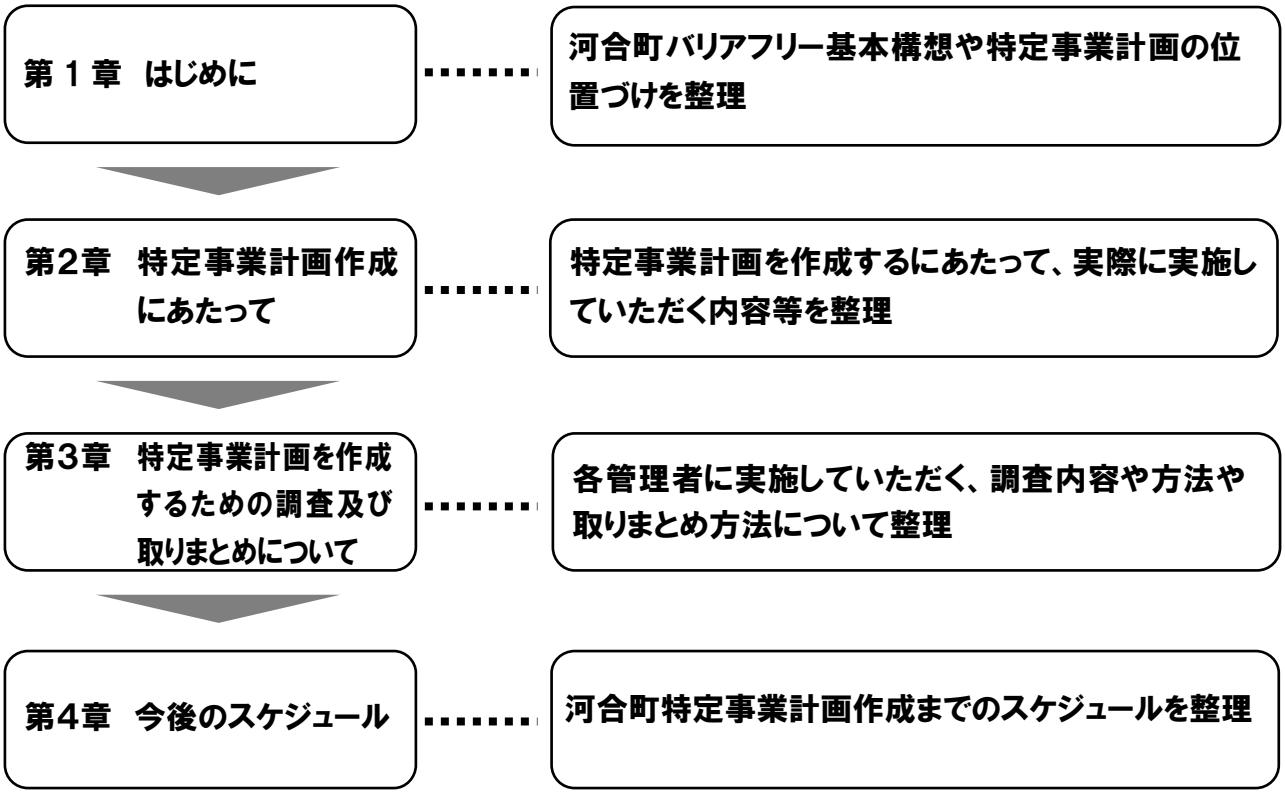
第１章　はじめに
河合町バリアフリー基本構想や特定事業計画の位置づけを整理
第2章　特定事業計画作成にあたって
特定事業計画を作成するにあたって、実際に実施していただく内容等を整理
第3章　特定事業計画を作成するための調査及び取りまとめについて
各管理者に実施していただく、調査内容や方法や取りまとめ方法について整理
第4章　今後のスケジュール
河合町特定事業計画作成までのスケジュールを整理

2. 特定事業計画作成にあたって

2.1. 特定事業計画作成までの流れ

特定事業計画作成までの流れを以下に整理します。

STEP1　実施すべき特定事業の確認（P8）	河合町バリアフリー基本構想の 5-4「実施すべき特定事業」（P41～P75）を確認してください。
STEP2　調査項目を確認（P9）	「実施すべき特定事業」の項目と対応した調査項目を確認してください。
STEP3　調査の実施（P16）	調査項目に掲載されている調査を実施してください。
STEP４　整備内容や実施年度を決定（P18）	調査結果を踏まえ、具体の整備内容、実施年度、実施数量を確認してください。
STEP5　STEP4 で決まった内容を記入様式に記載（P18）	P7に掲載している特定事業計画記載様式を参考に、整備内容、実施年度、数量を記入してください。様式については、河合町が提供します。
STEP６　事務局に提出（P18）	河合町まちづくり推進課まで提出してください。 〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部１丁目１番１号 TEL:0745-57-0200

2.2. 特定事業計画作成にあたって決めること

2.1 で確認していただいた整備内容を踏まえ、①実施内容、②実施年度、③実施数量を決定します。

実施内容、年度、実施数量、については、社会状況等を鑑み変更していくことも想定しています。なお、河合町バリアフリー基本構想作成時に、「実施すべき特定事業」については、各施設管理者と実施内容及び、実施年度をあらかじめ意向を確認したり調整し決定しました。

2.2.1. 実施内容

「実施すべき特定事業」においては、整備内容を示しています。現地調査を踏まえて具体的な整備の内容を決めていただきます。

例
・トイレの段差解消　→　スロープの設置　など
・トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化　→　自動水洗の設置、手すりの設置　など

2.2.2. 実施時期

「実施すべき特定事業」(河合町バリアフリー基本構想 P41～P75) に掲載されている時期については、短期、中期、長期で計画しております。事業を行う具体の年度を決めてください。

例
・短期の場合は、平成 28 年から平成 32 年までの間で実施する年度を決めてください。
・中期の場合は、平成 33 年から平成 38 年までの間で実施する年度を決めてください。
・長期の場合は、平成 39 年以降で実施する年度を決めてください。
※記入様式に掲載する場合は、短期の場合は適切な位置に矢印を記入してください（複数年に亘る場合は、矢印を伸ばしてください)。
※長期については、「～」の列に矢印を記入してください。
※なお、河合町バリアフリー基本構想作成時においては、実施目標時期を「中期」または「長期」としていたものについて短期（平成 32 年まで）または、「長期」としていたものを中期（平成 38 年まで）での実施のように前倒しすることは可能です。

2.2.3. 実施数量

数量については、整備する箇所数を示します（道路の場合、延長を示す部分あり)。

例
・河合町役場には、多目的トイレを除くトイレが全部で８つ（男女合わせて）あり、全トイレにおいて段差があります。
・全トイレの段差を解消する場合は、８を記入します
・最も利用されるトイレ（１階トイレ）のみ実施する場合は、２を記入します。

河合町役場	用途：公共施設	所在地：河合町池部１丁目１番１号			
施設写真	整備内容	目標時期			備考
		短期	中期	長期	
	トイレの段差解消	○			
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化	○			
	案内所の設置				最寄りの職員が対応
	誘導サインの設置・改良	○			
	トイレ用案内点字版の設置	○			

バリアフリー情報	スロープ	案内所※	案内看板	エレベーター	多目的トイレ			駐車場

（　）内に具体の対策を記入してください

事業を行う年度を記入してください。

整備対象	河合町役場	事業主体	河合町													
事　業　内　容		事業量	事業費	事業の実施計画（年度）												備考
				28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	～	
トイレ	トイレの段差解消（スロープの設置）	6	—	→												
	トイレ洗面台のユニバーサルデザイン化（自動水洗の設置、手すりの設置等）	6	—	→												
	トイレ用案内点字版の設置（各トイレに点字版を設置）	3	—	→	→											
誘導案内	誘導サインの設置・改良（誘導サイン等の統一、見やすいデザインへの変更）	1	—	→												※１
	案内所の設置	—	—													※２

事業実施に際し配慮すべき重要事項（備考）

※１　誘導サインの設置・改良については、単一で実施したとしても効果が低いので、一式として実施する。

※２　案内所は設置しないが、入口付近にいる職員等が対応等を行う。その為、対応マニュアル等の作成を行い、適宜対応できる体制を作る。

事業を行う量を記入してください。

3. 特定事業計画を作成するための調査及び取りまとめについて

3.1. 実施すべき特定事業の確認

河合町バリアフリー基本構想の 5-4「実施すべき特定事業」（P41～P75）を確認してください。

<table>
<tr><td colspan="2">河合町役場</td><td colspan="2">用途：公共施設</td><td colspan="5">所在地：河合町池部１丁目１番１号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施設写真</td><td colspan="2" rowspan="2">整備内容</td><td colspan="3">目標時期</td><td colspan="2" rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>短期</td><td>中期</td><td>長期</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5"> </td><td colspan="2">トイレの段差解消</td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">トイレ洗面台の
ユニバーサルデザイン化</td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">案内所の設置</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">最寄りの職員が対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">誘導サインの設置・改良</td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">トイレ用案内点字版の設置</td><td>○</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">バリアフリー
情報</td><td>スロープ</td><td>案内所※</td><td>案内看板</td><td>エレベーター</td><td colspan="4">多目的トイレ</td><td>駐車場</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

図　河合町役場　実施すべき特定事業

3.2. 調査対象の確認

3.1.で確認していただいた実施すべき特定事業を踏まえ、調査項目を確認してください。

１）建築物・公園

対象箇所	実施すべき特定事業	調査・確認項目		
屋外（施設入口、駐車場、玄関等）	スロープの改良 スロープの設置	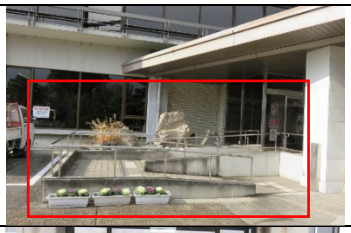	●施設入口付近に段差が無いか調査してください。 ・スロープの勾配は 1/12 とします。（例えば、10ｃｍ以上の段差があった場合は 1.2mのスロープが必要になります。）
	校庭、体育館、校舎までの平坦性の確保		●校庭・体育館・校舎間の段差が無いか調査してください。 ・段差については、原則無しとします。
	正面玄関フロア一段差解消 出入口の段差解消		●玄関部の段差が無いか確認してください。 ・段差については、原則無しとします。
	自動扉の設置	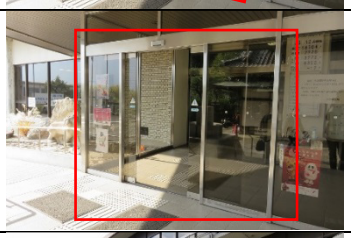	●玄関が自動扉かどうか確認してください。 ・玄関については、自動扉を基本とします。
	照明の設置		●障がい者専用駐車マス付近の照明の有無を確認してください。 ・障がい者専用駐車マス付近については、照明設置を基本とします。
	障がい者専用の駐車場設置		●障がい者専用駐車マスの有無を確認してください。 ・障がい者専用の駐車マスを１つ以上確保します。